

分骨証明書(無料)の発行について

分骨証明書とは、遺骨を2箇所以上に分けて納骨したい場合、2箇所目以降に納骨する際に必要な書類となります。(※分骨証明書は分けた遺骨の数だけ必要です。)

分骨証明書(無料)発行までの流れ

- ① 袋井市役所、浅羽支所、森町役場の死亡届受付窓口申し出るか、火葬の際に中遠聖苑に申し出て「分骨証明申請書」を受け取ってください。(※ホームページにも掲載しております。)
- ② 「分骨証明書」(申請者火葬許可証の申請者)に必要な事項を記入してください。
原則、分骨申請者は、埋火葬許可証の申請者となります。
- ③ 中遠聖苑に申し出る際には、到着後に聖苑職員へ「火葬許可・火葬場使用申請書」の提出と併せて、分骨したい旨を申し出てください。また、火葬の際中なども申し出は可能です。
中遠聖苑にて「埋火葬許可証」の裏面に「火葬済」の証明をします。
- ④ 分骨証明書の発行窓口は、袋井市森町広域行政組合(以下「組合」という。)です。
ご遺族は、火葬後に組合事務局総務課で分骨証明書の「発行」を受けてください。
お持ち物は、裏面に「火葬済」の証明がされている「埋火葬許可証」です。
発行にはお時間をいただきます。必要な時間の目安は、30分程度となります。ご了承ください。
お急ぎの方は、郵送も可能ですのでお申し出ください。
※ なお、土・日・祝日及び年末年始は、組合が閉庁日のため分骨証明書の発行ができません。
その際は、分骨証明申請書を中遠聖苑の職員が一旦お預かりして、後日、申請者に郵送させていただきます。
- ⑤ 分骨証明書は無料(令和6年4月1日現在)です。
- ⑥ 後日、申請する場合は、分骨証明書の発行窓口は、組合事務局総務課です。
埋火葬許可証をご持参の上、平日8時30分から17時15分間に窓口へお越しください。
- ⑦ 「納骨後」に分骨をする場合、現在、埋蔵している墓地等の管理者にお問い合わせください。

袋井市森町広域行政組合事務局総務課

住 所 袋井市岡崎6635番地の192(中遠クリーンセンター内、入口は入口案内図参照)

電話番号 0538-30-0530

開庁時間 平日 8:30 ~ 17:15

閉 庁 日 土・日・祝日及び年末年始